



暴追センターだより

VOL. 36

令和 5 年

## 地域の目暴力団から 守る盾



福島市撮影(滝のつり橋/土湯)

公益財団法人  
福島県暴力追放運動推進センター



## ごあいさつ

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

会 長 内 堀 雅 雄

当センターは、平成2年4月の設立以来、暴力追放に向けた広報・啓発を始め、被害者等の相談対応、不当要求防止責任者講習、さらには、発生から12年を迎えた東日本大震災と原発事故に係る復興・再生事業からの暴力団排除など、様々な活動を展開してまいりました。

これもひとえに、皆様の深い御理解、御支援の賜であり、心から感謝を申し上げます。

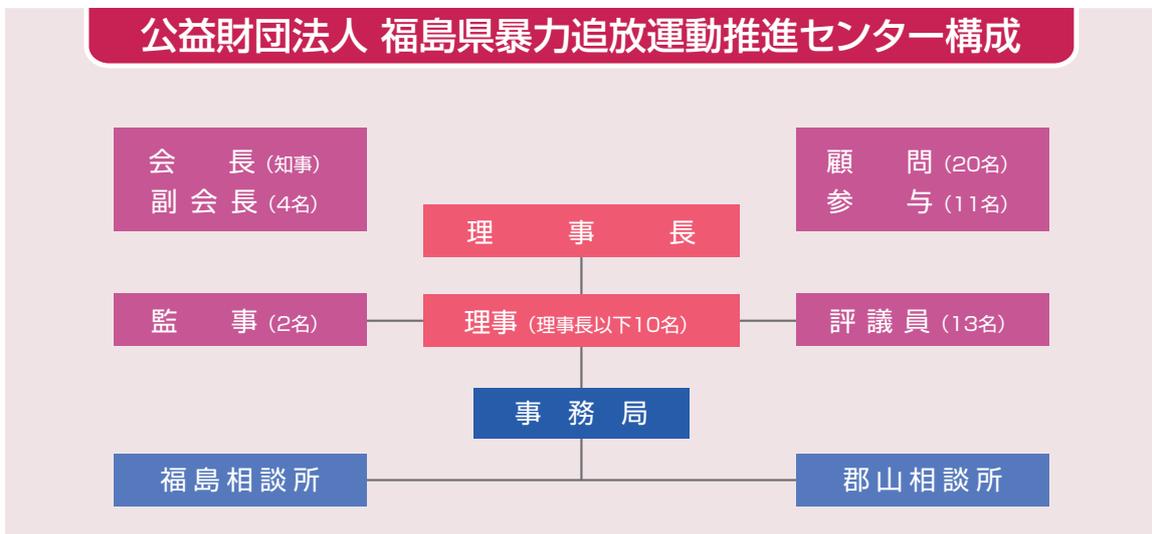
最近の暴力団は、覚醒剤の密売、みかじめ料の徴収や恐喝といった従来からの犯罪に加え、オレオレ詐欺などの不特定多数を対象とした特殊詐欺や公的給付金制度を悪用した詐欺など、時代の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行うなど、不透明化、多様化、巧妙化の様相をより一層強めております。県内においては、警察の厳しい取締りにもかかわらず、依然として約400人も暴力団員等が存在し、県民生活や社会経済活動に多大な不安と脅威を与えております。

こうした中、県及び県内全ての市町村では「暴力団排除条例」を制定し、公共事業からの暴力団の排除や、事業者から暴力団員等への利益供与の禁止など、その活動を封じるための対策を着実に進めております。

暴力団の根絶に当たり最も大切なことは、県民の皆様お一人お一人が、「暴力団の存在を絶対認めない」という強い信念と勇気を持ち、社会全体で取り組む環境を整えていくことであります。

当センターといたしましては、今後とも、県民の皆様と力を合わせ、県、市町村や警察、県弁護士会を始め、関係機関・団体の皆様との連携を一層密にしながら、社会の敵である暴力団を追放し、「暴力団のいない、安全で住み良い福島県」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

皆様には、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。





# 暴追センターの 活動状況

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

理事長 佐藤 稔

当センターでは、福島市、郡山市に専門の相談員を配置した相談所を設け、暴力団関連の相談について刑事、民事の両面から必要なアドバイスを行い、問題の解決に当たっております。

相談体制としては、常勤の暴力追放相談委員の他、専門的な知識、経験が豊富な弁護士、保護司、少年指導委員を非常勤の暴力追放相談委員として委嘱し、相談内容等により適切に対応できるようなシステムとしており、令和4年中は397件の暴力相談を受理しました。

また、不当要求の被害防止に向け、福島県公安委員会から委託を受けて行っている「不当要求防止責任者講習」では、受講者に最近の暴力団情勢や不当要求に対する対応要領等の「教本」などを提供するとともに、当センターの講習員の他、県警察本部の担当官や弁護士による講義やDVD等の視聴覚教材を活用した講習を実施し、修了時には「受講修了書」や「受講事業所の証(ステッカー)」などを交付しています。同講習は県内6方部で開催しており、令和4年度中は新型コロナウイルス感染防止のために各会場とも人数を制限しての実施となりましたが、27回781名の方が受講し、多くの受講者から「受講してよかった。」との感想をいただいております。

暴力団離脱者の社会復帰につきましては、「暴力団社会復帰対策協議会」の登録企業との連携の上、その協力を得ながら推進しており、これまでに65名の暴力団離脱者が同協議会の登録企業に就労しています。

さらに、適格都道府県センター制度の活用による暴力団事務所撤去活動の他、地域や職域のあらゆる暴力団排除組織・団体と連携しながら、暴力団排除に関する各種資料の提供や要請に応じた講演活動等を行うなど、その自主的な活動を支援するとともに、少年への暴力団からの働きかけを排除する活動、東日本大震災・原発事故の復興・再生事業等からの暴力団排除活動などを行っています。

今日の暴力団対策は、「社会対暴力団」という構図の下で地域、職域における暴力団排除活動を更に進展させ、社会全体で暴力団を排除しようとする気運を一層高めていくことが極めて重要であります。

当センターでは、令和5年も暴力団被害者の「駆け込み寺」として、また民間における暴力団排除活動の中核的組織として各種事業を展開してまいりますので、県民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

## 役員等名簿

(令和5年4月1日現在)

### 会長・副会長

会長	福島県知事
副会長	福島県議会議長
副会長	福島県市長会会長
副会長	福島県町村会会長
副会長	福島県商工会議所連合会会長

### 役員

理事	(一社)福島県銀行協会会長
理事	(公財)福島県暴力追放運動推進センター専務理事
理事	福島県商工会連合会副会長
理事	(公社)福島県宅地建物取引業協会会長
理事	(株)福島銀行常務取締役企画本部長
理事	東北電力(株)福島支店総務広報部長
理事	(一社)福島県建設業協会専務理事
理事	(株)大東銀行専務取締役
理事	福島県遊技業協同組合連合会理事長
理事	NTT東日本-東北福島支店企画総務部長

### 役員

監事	公認会計士
監事	福島県信用金庫協会会長

### 評議員

評議員	福島県総務部財務総室入札監理課長
評議員	(株)東邦銀行総務部長
評議員	ゼビオコーポレート(株)副社長
評議員	日本中央競馬会福島競馬場主幹
評議員	福島県弁護士会所属弁護士
評議員	福島県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
評議員	全国共済農業協同組合連合会福島県本部副本部長
評議員	(株)ヨークベニマル執行役員総務室長
評議員	日東紡績(株)福島工場副工場長兼総務部長
評議員	(一社)福島県損害保険代理業協会会長
評議員	福島県町村会常務理事兼事務局長
評議員	(公社)福島県防犯協会連合会専務理事
評議員	福島県市長会常務理事兼事務局長

# 暴追センターの主な事業活動

## 1 暴力団が行う不当な行為を防止する広報活動

- ポスター、パンフレット等の作成、活用
- 暴力団根絶福島県民大会の開催
- 新聞・ラジオ等広報媒体活用による広報



## 2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- 暴力追放運動推進組織が行う各種行事への支援



## 3 暴力団からの不当な行為に関する相談活動

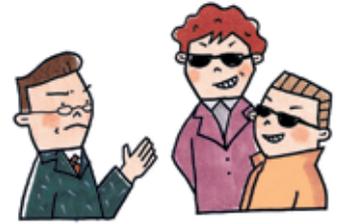
- 面談による相談
- 電話、FAX等による相談



相談無料  
秘密厳守

## 4 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- 相談による個別の指導、助言
- 各種団体への啓発活動



## 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- 相談による個別の指導、助言
- 離脱のノウハウ
- 就労支援



## 6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

- 裁判手続費用の無利子貸付等  
(組事務所撤去訴訟・損害賠償請求訴訟)
- 組事務所使用差止訴訟(住民の代行)



## 7 講習・研修活動

事業所で暴力団からの不当要求被害を防止するため、責任者に選任された方を対象に、公安委員会からの委託を受けて不当要求防止責任者講習を行います。  
また、少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修を行います。



### 暴力団根絶福島県民大会

令和4年11月22日、郡山市の「郡山ユラックス熱海」において、「第32回暴力団根絶福島県民大会」を開催、県内から暴排関係者約300人が参加し、「暴力団のいない安全で安心な地域づくり」を誓った。



### 不当要求防止責任者講習

暴力団からの不当要求による被害を防止するための講習会を開催しています。一部弁護士も講習も行っていきますので、是非受講して下さい。



### 暴力団根絶モニター会議

暴力団の動静情報の提供や地域住民への啓発を通して、暴力団根絶に貢献するモニターの研修会を開催しています。



### みかじめ料排除対策協議会

暴力団の資金を絶つため、飲食店等からのみかじめ料排除活動を行っています。



### 民事介入暴力対策協議会

暴力団組事務所撤去活動等について、弁護士・警察・暴追センターの三者が協定を結んで対応しています。



### 暴力団社会復帰対策協議会

暴力団離脱者への社会復帰活動に協賛する企業・事業所等が社会復帰への支援を行っています。



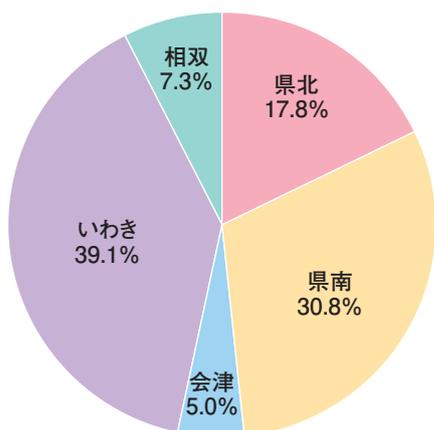
# 県内の暴力団勢力

## 指定暴力団の分布状況

令和5年1月1日現在の暴力団勢力は、31組織、約400人となっております。このうち、指定暴力団の六代目山口組・住吉会・稲川会の主要3団体の勢力は、全体の約91%を占めており、その分布状況は、おおむね右図のとおりです。

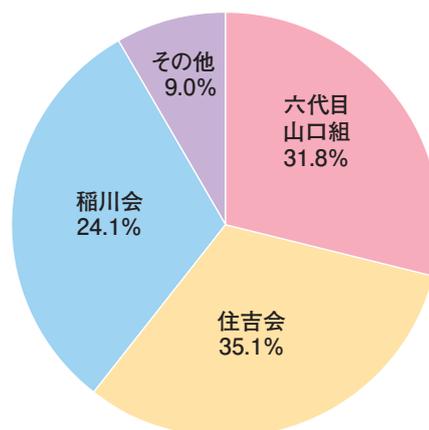


■ 方部別暴力団員数の割合



県内  
約400人

■ 主要団体の寡占化状況

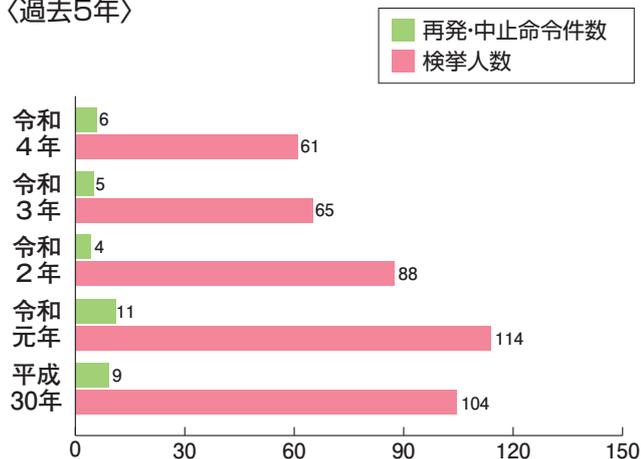


## 県内の暴力団検挙状況

※警察本部調べ

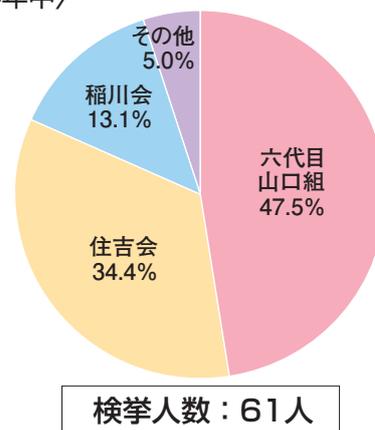
■ 検挙人数、再発・中止命令件数

〈過去5年〉



■ 暴力団組織系列別検挙人数

〈令和4年中〉



検挙人数：61人

# アンケート調査結果から見た反社会的勢力への対応の実態

令和4年度中の不当要求防止責任者講習時に、受講者を対象に行った反社会的勢力からの不当要求行為及びその対応に関するアンケート調査の結果です。

不当要求を受けたことのある人が**25名**(約**3.6%**)。不当要求で多いのが、クレーム・示談名目の金品要求と機関誌の購読・広告掲載要求で、合わせて**13名**。不当要求を受けた方のうち、**2名**の方が相手の要求に応じ、「相手方に渡した金額又は免除・猶予した金額」が**100万円以上の方が1名**いました。

## 問1 不当要求を受けたことがありますか。

ある……………**25名**  
ない……………**670名**

## 問2 不当要求を行った団体の種別は。

① 暴力団……………**11名**  
② 右翼又は右翼を仮装した団体……………**4名**  
③ エセ同和又は同和を仮装した団体……………**2名**  
④ 総会屋……………**1名**  
⑤ その他(わからない)……………**7名**

## 問3 不当要求の内容は。(複数回答あり)

① クレーム・示談名目の金品要求……………**8名**  
② 機関誌の購読・広告掲載要求……………**5名**  
③ 寄付金・賛助金の要求……………**3名**  
④ 用心棒代等に関する金品要求……………**2名**  
⑤ あいさつ料、みかじめ料等の要求……………**2名**  
⑥ しめ縄、門松等の物品購入要求……………**1名**  
⑦ スキャンダル等口止め料要求……………**1名**  
⑧ その他……………**10名**

## 問4 要求には、どう対応しましたか。

① 要求に全面的に応じた……………**2名**  
② 要求の一部を受け入れた……………**0名**  
③ 要求を拒否した……………**23名**  
④ 交渉中……………**0名**  
⑤ その他(具体的に)……………**0名**

## 問5 相手に渡した金額又は免除・猶予した金額はいくらでしたか。

① 5万円未満……………**1名**  
② 5万円以上10万円未満……………**0名**  
③ 10万円以上50万円未満……………**0名**  
④ 50万円以上100万円未満……………**0名**  
⑤ 100万円以上……………**1名**

## 問6 責任者講習について、どう感じましたか。

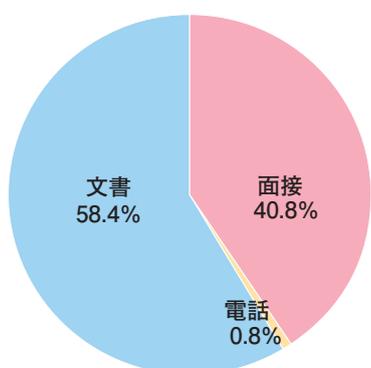
① 講習を受けて良かった……………**545名**  
② ある程度参考になった……………**143名**  
③ 何とも言えない……………**6名**  
④ 不十分だと思う……………**1名**

アンケート実施者▶**695名** 回答者▶**695名** 調査方法=講習時、無記名による調査(複数回答、未回答あり)

※不当要求に応じることは、反社会的勢力の活動を支援することにもなります。次なる被害を防止するためにも、不当要求は**断固拒否**しましょう。

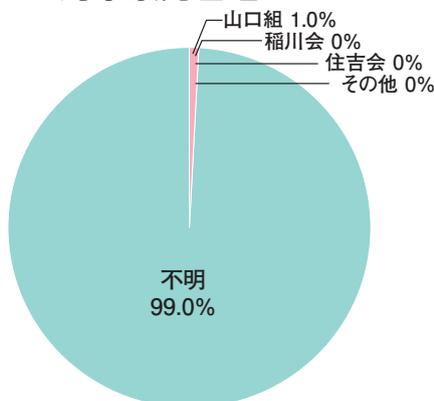
# 令和4年中の相談受理状況

## 相談態様



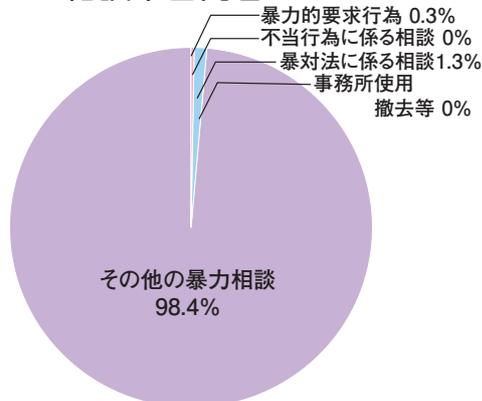
● 面接 ……**162件** ● 文書(FAX等) **232件**  
● 電話 …… **3件**

## 対象暴力団名



● 山口組……………**4件** ● その他……………**0件**  
● 稲川会……………**0件** ● 不明……………**393件**  
● 住吉会……………**0件**

## 相談申出内容



● 暴力的要求行為……………**1件**  
● 不当行為に係る相談……………**0件**  
● 暴対法に係る相談……………**5件**  
● 事務所使用・撤去等……………**0件**  
● その他の暴力相談……………**391件**

相談件数  
**397件**

# 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

暴力団の資金源に打撃を与える対策をより強化するため、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム(現暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム)による検討を経て、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめられ、平成19年6月、政府の犯罪対策閣僚会議の幹事会申合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「指針」という。)が策定されました。

指針では、反社会的勢力による被害を防止するための5つの基本原則を掲げるとともに、具体的な対応要領が示されています。

また、平成22年12月の第16回犯罪対策閣僚会議においては、企業活動からの暴力団排除のため、政府として「関係業界に対する指針の更なる普及啓発」等の取り組みを行うこととされています。

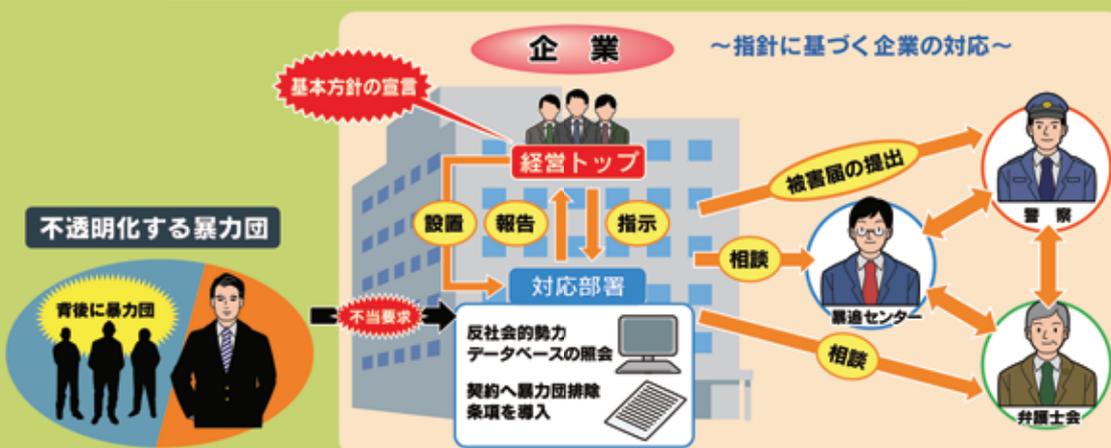
## 指針～基本原則 (平成19年6月)

- 1 組織としての対応
- 2 外部専門機関との連携
- 3 取引を含めた一切の関係遮断
- 4 有事における民事と刑事の法的対応
- 5 裏取引や資金提供の禁止

## 政府の取組(平成22年12月)

- ◎ 関係業界に対する指針の更なる普及啓発
- ◎ 暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策の検討
- ◎ 公共事業等の契約の相手方企業やその下請企業等に対する指針に基づく取組の啓発
- ◎ 業種ごとの標準契約約款における暴排条項のモデル作成の支援
- ◎ 経済団体及び関係業界団体との連携の強化
- ◎ 業の主体からの暴力団等の排除

## 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針



# No! 27の禁止行為

## 暴力団対策法で禁止している暴力的要求行為

暴力団対策法では、指定暴力団員はもとより、準構成員等指定暴力団と一定の関係のある者についても、その指定暴力団の威力を示して、次のような行為を行うことを禁止しています。このような禁止行為を行えば、中止命令等が発出されます。

### 1 口止め料を要求する行為

人に対して、企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスキャンダル等、人に知られていない事実の宣伝又は公表にかこつけて、口止め料として金品等を要求する行為



### 2 寄附金や賛助金等を要求する行為

人に対して、寄附金・賛助金、その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求する行為



### 3 下請参入等を要求する行為

建設工事等の請負業務の発(受)注者に対して、その発(受)注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為



### 4 みかじめ料を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、あいさつ料、みかじめ料等名目のいかんを問わず金品を要求する行為



### 5 用心棒料等を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パーティ券等の購入、用心棒料等を要求する行為



### 6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払いを伴うものについて、債務者に対し、履行を要求する行為



### 7 不当な方法で債権を取り立てる行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑をおぼえさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てる行為



### 8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

人に対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求する行為



### 9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為

金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、貸付け、手形割引等を要求する行為



### 10 不当な金融商品取引を要求する行為

証券会社及び投資顧問業、投資運用業等、金融商品取引業務を営む者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引を行うこと又は、証券会社に対して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求する行為



### 11 不当な株式の買取り等を要求する行為

株式会社に対して、みだりに自己株式の買取り又はそのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、執行役、監査役、株主に対しその者が拒絶しているにもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為



### 12 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為

銀行等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



### 13 不当な地上げをする行為

正当に使用する権利に基づいて、建物や敷地を使用している者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求する行為



### 14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為

土地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり（支配の誇示）して、所有権者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行為



### 15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為

宅建業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買・交換をすること、又は売買・交換・貸借の代理・媒介を要求する行為



### 16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為

宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求する行為



### 17 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為

建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為



### 18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為

暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、その施設を利用させることを要求する行為



### 19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為

人から依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品を要求する行為



### 20 因縁を付けての金品等を要求する行為

人に対して、買った商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失補てんを要求する行為



### 21 許認可等をするを要求する行為

行政庁に対し、許認可等の要件に該当しないのに許認可等をするよう要求したり、不利益処分等の要件に該当するのに不利益処分をしないよう要求する行為



### 22 許認可等をしないことを要求する行為

行政庁に対して、許認可等の要件に該当するのに許認可等をしないよう要求したり、不利益処分等の要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求する行為



### 23 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がない者や指名基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為



### 24 公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がある者や指名基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為



### 25 人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為

人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件で入札の申し込みをすることをみだりに要求する行為



### 26 公共事務事業の契約の相手方とすること等を要求する行為

国・地方公共団体等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係を国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為



### 27 公共事務事業の契約の相手に対する指導等を要求する行為

国・地方公共団体等に対し、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方に、下請等の発注や資材・物品を納入させるように指導・助言等をすることをみだりに要求する行為



# 福島県暴力団排除条例 (平成23年7月1日施行)

本県では、平成23年7月1日に「福島県暴力団排除条例」が施行されました。さらに理解を深めていただくために、改めて条例について詳しく解説します。

～スクラム組んで暴力団のいない安全で安心な福島県の実現～

## 目的

- 県民の安全で平穏な生活の確保
- 社会経済活動の健全な発展



# 排 除



## 基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

## 主 要 内 容

### ◎基本的施策

#### 【県民等に対する支援】

県は、県民や事業者が暴排活動を自主的かつ相互の連携を図って行うことができるよう情報提供、助言等の支援を行います。

#### 【暴力団からの離脱の促進】

県は、暴力団員の離脱の促進と社会経済活動への参加の援助をするため、就労支援等を行います。

#### 【情報提供】

暴排のため、必要に応じて、警察による暴力団員等に関する情報を提供できることとしています。

※暴力団員等=暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

#### 【保護措置】

暴排活動者等に対し、警戒や資機材の貸付などの警察による必要な保護措置を行います。

### ◎県の事務及び事業における措置

#### 【公共工事等における措置】

公共工事・給付金の交付等の県の事務・事業(下請け等も含む)から暴力団員又は社会的非難関係者を排除します。

※社会的非難関係者=暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

#### 【県の施設の使用における措置】

公の施設(会議場、集会場、広場等)が、暴力団の活動に使用されないための措置を講じます。

### ◎少年の健全な育成を図るための措置

#### 【少年に対する教育等】

少年が、暴力団に加入したり、暴力団の被害に遭わないようにするための必要な教育を行います。

#### 【暴力団員による少年への禁止事項】

- ① 少年を暴力団事務所立ち入らせること。
- ② 少年を自己の支配下に置く目的で「つきまとい」をしたり、「連続的な電話や電子メール」をすること。

#### 【暴力団事務所の開設・運営の禁止】～違反=罰則

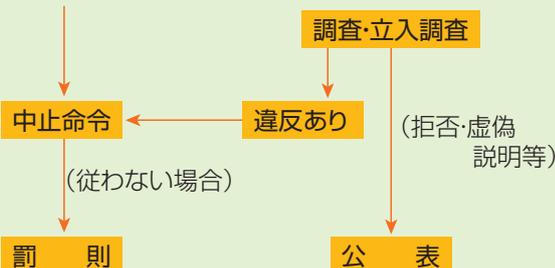
学校、図書館、都市公園などの対象施設の敷地の周囲から200メートル以内に暴力団事務所を新規に開設・運営すること。

#### ……対象施設……

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ① 学校           | ⑦ 少年鑑別所         |
| ② 児童福祉施設・児童相談所 | ⑧ 保護観察所         |
| ③ 公民館          | ⑨ 青少年交流の家       |
| ④ 図書館          | ⑩ 県自然の家         |
| ⑤ 博物館          | ⑪ 都市公園          |
| ⑥ 家庭裁判所        | ⑫ 公安委員会規則で定める施設 |

対象施設の敷地の周囲 (200メートル以内) ←→ 暴力団事務所

#### 〈違反した場合〉 〈違反の疑いがある場合〉



## ◎事業者による利益の供与の禁止等

### 【暴力団の利用等の禁止】

事業者は、事業活動を行うに当たって

- 暴力団の威力を利用すること
  - 暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させること
- が禁止されます。

### 【利益の供与の禁止等】

事業者は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して、次のような利益の供与をすることが禁止されます。

- ①暴力団の威力を利用する目的（したことで）
  - ②暴力団の活動・運営に協力する目的
  - ③暴力団の活動を助長することを知って
  - ④暴力団を優先的に取り扱うこと
- また、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者が情を知って①～④の利益を受けることを禁止

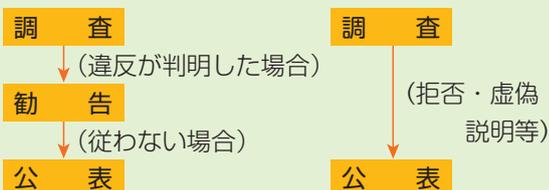
### 【契約時における措置等】

事業者は、

- ①契約関係者が暴力団員等でないことの確認
- ②書面による契約における暴力団排除条項の導入
- ③暴力団の活動・運営と判明したときの契約解除に努めなければなりません。

### 〈利益の供与の禁止等における

#### ①・②に関して違反の疑いがある場合〉



## 暴力団事務所として使用されることを知った上での禁止行為は

### 【不動産の譲渡等に係る措置として】

不動産の譲渡等（売買契約など）の契約

### 【不動産の譲渡等の代理等をする者の措置として】

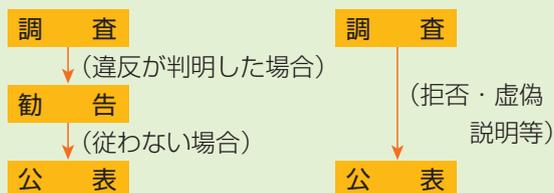
不動産の譲渡等（売買契約など）契約の代理・媒介をすること。

### 【建設工事に係る措置として】

建設工事（原状回復のための修繕を除く）をすること。

です。

### 〈違反の疑いがある場合〉



### ★上記3つの措置に共通する努力義務

- ①契約時の相手方に対する利用目的の確認
- ②契約時における暴力団排除条項の導入
- ③暴力団事務所として使用されることが判明した場合の契約解除又は買い戻し

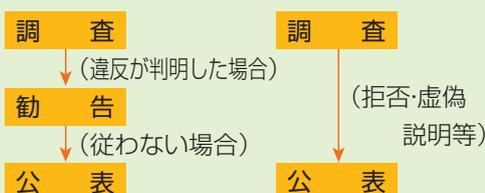
## ◎特定事業等からの排除

### 【特定事業者からの排除】～4業種

- ①ホテル・旅館
- ②冠婚葬祭業
- ③風俗営業等
- ④ゴルフ場

★暴力団の活動に利用されることを知って契約することが禁止されます。

### 〈違反の疑いがある場合〉



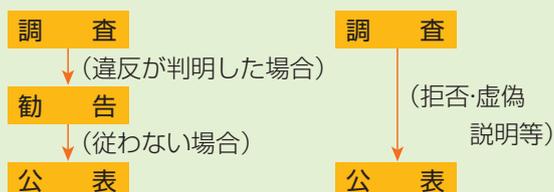
・暴力団排除の看板・貼り札の掲示等により、設備や施設が暴力団の活動に使用されないように努めなければなりません。

### 【祭礼等からの排除】

お祭りや花火大会等の主催者は、次のことが禁止されます。

- ★暴力団の威力を利用すること
- ★暴力団員等をお祭りに参加・出店させること

### 〈違反の疑いがある場合〉



直ちに撤去



# 不 当 要 求

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押し付けることは最も避けるべきです。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

## 問題解決の三原則

暴力団等から不当要求を受けた場合は

- ① 組織的に対応すること。
  - ② 毅然とした対応を取ること。
  - ③ 早期に相談すること。
- が極めて重要です。



### 1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



### 2 相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



### 3 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



### 4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



### 5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」と告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



### 6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



# 対応12則

## 迷わず・恐れず 警察、暴追センターへご相談を!!

### 7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫び状や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



### 8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喚ぶかかられます。



### 9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間、勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



### 10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになります。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



### 11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



### 12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。



◎問題解決は、  
毅然とした対応と早期相談!!

# 契約書等に暴力団排除条項の導入はお済みですか

## 暴力団排除条項(暴排条項)の導入は

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)において、有効であるとされています。

### ○暴力団排除(暴排)条項とは

企業が取引に関して、契約書や取引約款・規約等の中に

- ① 暴力団等反社会的勢力とは契約しない
- ② 契約後に
  - ・相手側が暴力団等反社会的勢力と判明した場合
  - ・相手側が不当要求行為を行った場合は、契約を解除する

旨を盛り込んだ条項のことを言います。



### 【暴力団排除条項の参考例】

#### 第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。)が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らかの催告をせず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。)が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

～以下省略～

## 暴力団排除条項の効果は

### ① 被害予防的効果

暴排条項を導入し反社会的勢力の排除を明確にすることで、暴力団等の参入を抑制し取引への介入を未然に予防できます。

### ② 担当者の負担軽減効果

契約に際して、暴排条項が規定された契約書を相手方に交付することで、担当者が暴排条項を基に形式的かつ毅然とした対応が可能となり、担当者の負担軽減に繋がります。

### ③ 裁判規範としての機能

暴排条項を根拠に相手方との契約を解除し、損害賠償責任を負うことなく取引を解消でき、また、取引で具体的に損害が発生している場合は、相手方への損害賠償の請求等を行うことができます。

## ○表明・確約とは

相手方に、暴力団等反社会的勢力でないことを表明、保証させ、かつ、そのように表明したことに契約上の責任を負わせる条項を暴排条項に付加することで、反社会的勢力に関する情報の不足を補うことができ、より関係遮断の実効性をあげることが期待できます。

### 【表明・確約書の参考例】

〇〇株式会社  
代表取締役

殿

〇〇株式会社  
住 所  
氏 名  
生年月日

- 1 私は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約（いたします・いたしません）
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
  - ⑥ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
  - ⑦ その他前各号に準ずる者
- 2 私は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約（いたします・いたしません）
  - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ② その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

～ 中 略 ～

- 6 私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約（いたします・いたしません）

令和 年 月 日  
署 名

印

※上記参考例をもとに各事業所の実態に沿うような内容で作成してください。

**あなたの職場を守る暴排条項を導入しましょう**

# 図書等購読要求対応マニュアル

あなたは、機関紙(誌)の購入要求、一方的な送付といった不当要求を受けていませんか？

売買契約もしていないのに、聞いたこともない団体等から、事務所や個人に対して、高額図書が送りつけられたり、電話で購読(購入)要求され困っているとの相談が後を絶たない状況にあります。

このような行為に対しては、次のような対応要領を参考として毅然とした態度で対応することが必要です。

## 対応要領Ⅰ

### 電話がかかってきたとき(電話による要求)

- 相手を確認め、用件をはっきり聞く。
- 社長、所長、支店長等トップに取り次がず、担当者が対応する。
- 不要と判断した場合は、  
**「必要ありません」**と明確に拒否する。

◆「同業他社の多くが協賛している」  
「こちらの主義・主張に反対するのか」  
「今回、一度限りで結構だ」などと強引に要求されても、その場しのぎに要求に応じたり、あやふやな返事はしないで

**「きっぱり拒否」**しましょう。

この場合、断る理由を告げる必要はありません。

※「結構です」「いいです」等の断り方は「容認」と受け取られますし、「金がないので。」という断り方だと「暮れまで待つから。」などつけ込まれて、機関紙(誌)が送られてきた例があります。



## 対応要領Ⅱ

### 一方的に送りつけてきたとき(返送の方法)

#### ● 送り主と現物の確認

送り主の多くは「××経済研究所」「△△運動推進本部」などを名乗っています。まず、送り主と現物(外形のみ)を確認することです。

#### ● 開封前の返送

メモ用紙に「受取拒否」と記載し、受取人の名前を記載して押印した上、郵便物・宅配便の宛名面に貼付し、郵便局・宅配業者を通して返送します。

#### ● 開封後の返送

一方的に送りつけられた図書等を返送する義務はありませんが、余計なトラブルを避けるため、包装を解いてしまったら、内容証明郵便、配達証明郵便で「購読の意志がない」旨を明記し返送する。

- ◆ 内容証明～内容証明郵便は、文書1通のみを対象としているので、文書と機関紙(誌)は一緒に送れません。  
機関紙(誌)等の返送は、書留郵便との二本立てになります。
- ◆ 配達証明～文書と機関紙(誌)等を一緒に送れます。

※なお、後日の紛議に備え、書留郵便物受領書や宅配便の送付依頼書、同封した文書の控えは保管しておきましょう。

〈文例〉当社(方)は、機関紙(誌)○○○を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された○○○を返送します。また、今後も購読する意思がないので、送付しないでください。



# 少年を暴力団から守るために

少年を守るための対策

## 暴力団対応の5原則

- 1 誘いには乗らない。
- 2 話は信用しない。
- 3 話には応じない。
- 4 話にはすぐに返答しない。
- 5 誘われても絶対に付いていかない。

おいしい話には裏があり、甘い話にはワナがあります。  
「暴力団対応の5原則」を守り、呼びかけには応じることなく、その場から立ち去ることで。  
甘い誘いには、ハッキリと「**NO!**」と言って下さい。

暴力団は、組織勢力の維持・拡大を目的として、少年に狙いをつけ組織への勧誘をしています。  
少年を暴力団から守るためには、暴力団の実態と少年を守るための対策を知ることが極めて重要です。

## 暴力団の生活は、人間性無視の世界!!



### 1 暴力団に入ると、生活費や小遣いは犯罪で稼がなければなりません。

暴力団から、生活費などの支給はありません。暴力団は「犯罪者集団」ですから、警察に逮捕されるのは当たり前のことです。また、稼いだ金も「組」に吸い上げられます。

### 2 暴力団に入ると、簡単に組抜け(脱退)できません。

暴力団に入ると、自由に組抜けすることは「組」が許しません。一旦結んだ暴力団内の繋がりは、実の親子より強く絶対的なものと位置付けています。仮に、組抜けを許してくれても、代償として「指詰め」や「法外な金」を要求されます。また、暴力団に入っている限り、対立抗争でいつ死ぬかわかりません。

### 3 暴力団に入ると、自由がありません。

一日中、組事務所での電話当番、組長や幹部の世話、使い走りさせられ、「組」に拘束されて自由な時間はありません。

### 4 暴力団の「掟」は、冷酷非情です。

組長や幹部の命令は絶対服従という暴力団特有の「掟」があり、その主たるものが、「反抗の禁止」「仲間を売る(密告、裏切り)ことの禁止」などです。例えば、「〇〇を殺せ」の命令にも逆らうことは出来ません。

### 5 暴力団は、「見栄とハッタリ」の集団です。

暴力団は、「高級車を乗り回すこと」「ブランド品を身につけること」「札びらを切ること」「目立つ女性を連れて歩くこと」の「見栄とハッタリ」の4点セットで自分の存在を誇示します。少年を「組入れ」させるための誘いの言葉としても使っています。

## 少年に対し、甘い言葉で加入を勧誘!!

### 1 暴力団は「すき」のある少年を狙い加入を勧誘しています。

暴力団は、少年を狙い組織への加入を勧誘しています。深夜はいかい、ヤケになっている少年など「すき」がある勧誘しやすい少年を狙っています。「高級車に乗れる」「金回りが良くなる」「女性にもてる」等、甘い言葉をエサに、「組」に加入させていきます。甘い言葉には、騙されないで下さい。

### 2 暴力団は、暴走族や非行少年グループ等を絶好のターゲットとしています。

暴力団員の中には、暴走族上がりがいったり、暴力団員が暴走族であったり、暴力団に上納金を納めている暴走族グループがあったりするなど、暴力団と暴走族は深い関係にあり、「暴走族は暴力団の予備軍」と言われています。

### 3 暴力団は、少年に犯罪を行わせています。

暴力団は、自ら表舞台に出ないで少年達を手足として使って犯罪を行わせ、資金を得ています。なりすまし詐欺、債権取り立て、風俗店の呼び込み、ピンクチラシの配布、出会系サイトによる売春斡旋など、ありとあらゆる犯罪に少年が利用されています。



# あなたの職場を 暴力団等から守るため 不当要求防止責任者講習を 受けましょう!!

暴追センターでは、福島県公安委員会から委託を受けて、県内6方部(福島市・郡山市・白河市・会津若松市・いわき市・南相馬市)で暴力団等からの被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を実施しています。

講習  
無料

○ 不当要求防止責任者講習



## 講習手続き

- 会社・行政機関・自営業等、各事業所ごとに「不当要求防止責任者」を選任してください。
- 選任届の用紙は、当センターHPからダウンロードするか、最寄りの警察署から受領し、必要事項を記入の上、事業所の住所を管轄する警察署に提出してください。
- 併せて、責任者講習の受講を希望する方は、責任者講習受講申込書に必要事項を記入して受講の申し込みをしてください。

\*講習日ごとに指定された業種以外の方の受講も可能です。  
\*講習の申し込み後に、受付完了の連絡や案内等はありません。  
\*定員になり次第締切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

## 講習の種別

- 選任時講習／選任後(概ね1年以内)受講します。
- 定期講習／選任時講習を受講後、概ね3年ごとに受講します。
- 臨時講習／特別の事情がある場合に必要の都度受講します。

## 講習内容

- 暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- 不当要求に対する対応要領
- 相談事例
- 弁護士からみた暴力団対策

## 受講修了書等の交付

- 受講修了書
- 責任者選任事業所ステッカー

## 責任者講習の問い合わせ

- 事業所の所在地を管轄する警察署刑事課(刑事第二課)の暴力団対策係
- 県警察本部組織犯罪対策課暴力団対策係(代表/TEL024-522-2151)
- 公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター  
TEL:024-572-6960



※詳しくは暴追センターホームページを見て下さい。

<http://www.botsui-fukushima.jp>

# 不当要求対応DVDの紹介と貸出(無料)について

**貸出手続き**▶ 暴追センターに電話連絡後、直接おいで頂き、申込みをお願いします。

No.	タイトル	時間	内容
1	<b>事前の備えこそ最大の防御!</b> ～巧妙化する反社会的勢力の罠～	46分	不当要求の手口と対応事例「①企業にクレームをつける悪質クレマー ②インターネットを悪用した不当要求 ③暴排条項の記載がない契約書での取引によるリスク」。
2	<b>不当要求・クレームへの初期対応</b> ～効果的な“必殺ワード”と対策ポイント～	43分	電話、インターネット、直接面談による不当要求を受けた際の初期対応。不当要求側へのNGワードと“必殺ワード”について紹介。
3	<b>その「ひと言」が分かれ道</b> ～ささいな不手際につけ込む不当要求への実践的対応～	53分	クレームからの不当要求、弱みにつけ込む反社会勢力などの3事例、それぞれの対応について解説。
4	<b>決断の刻</b> ～闇に引き込まれないために～	34分	大手ゼネコンを利用し、建設事業に入り込んでくる暴力団。一人で悩むことはない。今が決断の刻。
5	<b>そのときどうする! はじめての不当要求対応</b> ～電話編～	42分	苦情が不当要求へ変わってしまう事例、不当要求電話への対応要領、迷惑電話への対応等について弁護士が解説。
6	<b>そのときどうする! はじめての不当要求対応</b> ～面談編～	38分	苦情か不当要求か、反社会的勢力の場合の面談等について、誤った対応と正しい対応等について弁護士がそれぞれの内容を解説。
7	<b>奴らには屈しない!</b>	32分	社会の闇を暴き、問題提起とその解決の提案を取材とともに発信する「ジャーナリストK」 今、暴力団からの不当要求の現状を取材し始め…。 (令和2年度 責任者講習で活用)
8	<b>暴排の標(しるべ)</b> ～反社会的勢力を許さない社会～	77分	暴力団員による企業への不当要求やみかじめ料の徴収等の事案が依然として後を絶ちません。暴力団員による不当な行為と被害防止のための暴力団排除の道標を解説。
9	<b>教訓</b> ～失敗を乗り越えて～	36分	兄の会社は暴力団の餌食になり、弟の会社にも暴力団の影が忍び寄る。不当要求に悩んでいた企業の担当者が、みんなで力を合わせ、暴力団に屈しないで対応していく過程を描く。(令和3年度 責任者講習で活用)
10	<b>ネットクレマーへの対応</b> ～そのときどうする!?!～	38分	ネットクレームでの炎上、デマ、誹謗中傷を流されたなど、ネットクレマーへの対応要領を弁護士が解説。



# 公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

## 賛助会員を募集しています!!

～一人でも多くの方の入会を  
お待ちしております。～

暴追センターでは、皆様からの賛助金(寄附金)等により、各種暴力団根絶運動を推進しておりますが、より充実した運動を行うため、賛助会員を募集しております。多くの皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

## 賛助会員とは?

暴追センターの暴力団根絶事業を推進するためにご賛同いただき、入会した個人又は企業・団体をいいます。

## 会費(年会費)

原則として

- 個人 5,000円以上
- 団体等 20,000円以上

なお、暴追センターは公益法人ですので、税法上の優遇措置を受けることができます。

## 入会手続き

「入会申込書」等の提出をお願いしています。詳しくは、暴追センターまで、お問い合わせください。

**☎ 024-572-6960**

## 会員の特典

- 「会員之証」の交付
- 暴追センターニュースのファックスやメールによる送信(概ね月2回)
- 暴排資料、カレンダー、ポスター、ステッカー等の配布
- ホームページの「賛助会員一覧」への掲載



## 相談無料・秘密厳守

暴力団による悩み、困りごとは公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターへご相談下さい。早い相談が解決の決め手です。



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター 福島相談所  
〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館3階

**TEL 024-572-6960 FAX 024-572-6961**



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター 郡山相談所  
〒963-8024 郡山市朝日1-23-7 郡山市役所内

**TEL 024-939-8930 (FAX兼用)**